

○組合特別職の旅費支給に関する条例

(昭和 45 年 9 月 1 日 条例第 6 号)

改正 昭和 48 年 11 月 12 日条例第 3 号
昭和 50 年 2 月 26 日条例第 4 号
昭和 50 年 7 月 10 日条例第 7 号
昭和 52 年 7 月 29 日条例第 2 号
昭和 59 年 3 月 1 日条例第 1 号
平成 4 年 8 月 3 日条例第 2 号
平成 5 年 8 月 11 日条例第 2 号
平成 6 年 8 月 5 日条例第 2 号
平成 15 年 8 月 20 日条例第 3 号
平成 20 年 2 月 27 日条例第 1 号

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項の規定による特別職に属する特別職の旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 この条例は、次に掲げる職員に対し適用するものとする。

(1) 組合長、副組合長

第 3 条 前条に掲げる特別職の旅費の額は、別表のとおりとする。

2 特別職が職務のために組合の会議に出席したときは、別表車賃及び定額雑費を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 11 月 12 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 2 月 16 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 7 月 10 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 7 月 29 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 3 月 1 日）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 8 月 3 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 8 月 11 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 8 月 5 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 20 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表

鉄道賃 及び船賃	航空賃	車 賃 (1 キロメー トルにつき)	定額雑費 (1 日につき)	宿 泊 (1 夜につき)	食 卓 料 (1 夜につき)
旅客運賃 急行料金	実 費	別に定める額	1,000 円	11,000 円	2,200 円